

事業者の提供する商品・サービスに係る温室効果ガス排出量「見える化」の 評価・広報事業について

1. 事業の概要

本事業では、商品等の利用や行動時のエネルギー消費等に伴う温室効果ガス排出量の発生状況等を、ユーザーに対して即時的に情報提供（リアルタイムに「見える化」）する機能を有した商品等を対象として、「見える化」によって利用者の行動はどの程度変わり得るか、それによる温室効果ガス排出削減はどの程度見込めるのか、といった効果を評価、検証するものである。

2. 事業のねらい

本事業のねらいは、商品等の利用や行動時のエネルギー消費等に伴う温室効果ガス排出量を消費者に示す「見える化」の機能を有した商品等について、その「見える化」の機能の効果の評価手法及び評価結果を第三者が検証し、温室効果ガスの「見える化」についての知見を集積するとともに、その成果を広く一般に普及させることにある。

3. 事業内容と応募対象

今年度の事業内容は、以下の 2 つの内容について実施する。なお、今年度の事業は昨年度と異なり、応募する事業者に対する経済的な補助は行わない。データの収集等に当たっては、各参加事業者の負担によって実施する。事務局は事業実施にあたっての助言等を行うとともに、評価結果の検証については有識者等による評価（本分科会）を実施する。

タイプA 既に「見える化」機能のある商品等を持っている事業者

- 1 事業者自ら本事業のために新たにデータ収集
- 2 自社の見える化機能を有する商品等の効果を検証

タイプB 「見える化」機能のある商品等は持っていないが 構想中のアイデアがある事業者

- 1 構想中の商品等に関するアイデアをもとに
効果や効果の評価方法を検討

4. 事業参加のメリット

タイプ A (既に「見える化」機能のある商品等を持っている事業者) に応募する事業者のメリットは以下のとおり。

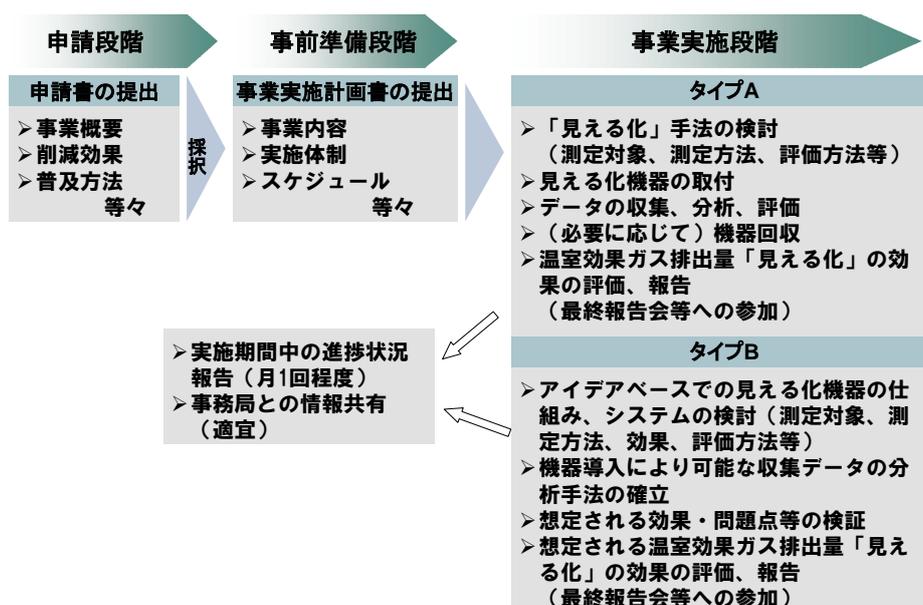
タイプA 既に「見える化」機能のある商品等を持っている事業者	
1	自ら収集したデータに基づき、自社の商品等の「見える化」の効果を検証する手法及びその結果について、当社及び有識者による助言等の支援が得られる
2	有識者等の第三者による評価を通じて、皆様の効果が客観的に測定できるとともに、広く一般にアピールしやすいものとなる

タイプ B (商品等は持っていないが 構想中のアイデアがある事業者) に応募する事業者のメリットは以下のとおり。

タイプB 商品等は持っていないが 構想中のアイデアがある事業者	
1	見える化機器のアイデアを具体化し、想定される効果や問題点を明らかにした上で、効果の検証方法まで考案できる
2	上記プロセスにおいて、当社及び有識者等の第三者による助言を得ることが出来る

5. 事業の進め方

事業は、申請段階、事前準備段階、事業実施段階の3段階によって進める。



6. 「見える化」評価・広報事業実施スケジュール

本事業は、以下のスケジュールに基づき、進める。事業者分科会（本会）については、計3回の開催を予定している。

大区分	小区分	内容	時期・期間
公募	公募説明会	・ 事業内容、応募方法等の説明	9/30(木) 10:00-12:00
	申請書受付	・ 郵送により受付	9/24～10/14
選定	事前の書類確認	・ 必要に応じて、電話等によるヒアリングを実施	10/19～ ※順次実施
	第5回事業者分科会	・ 事業実施者の採択	11/1(月) 10:00-12:00
実施計画の策定	採択通知	・ 事業者分科会終了後、通知	～11/4 (予定)
	実施計画の調整	・ 採択事業者と個別に実施計画の調整を実施	11/8 の週 (予定)
	第6回事業者分科会	・ 事業実施計画についての改善ポイント等を整理。 ⇒分科会終了後、各事業者にフィードバック	11/17(水) 10:00-12:00
実施	事業の実施	・ 月1回程度、事業の進捗状況について、事務局に報告	事業計画確定後～1月末
効果検証	事業の終了	・ 事業成果の報告	1月末
	第7回事業者分科会	・ 各事業の効果の検証 等	2月中
報告会	最終報告会	・ 各事業の成果発表	2月～3月

※上記スケジュールは現時点での予定であり、今後変更になる場合がある。

7. 評価項目

採択に当たっての評価項目は以下のとおり。各応募事業者について、申請内容の概要ならびに下記評価項目に係るポイントを一覧でまとめた資料（資料3 別紙1及び別紙2）を作成している。

採点に当たっては、別紙の評価シートに各項目について採点（3段階（A、B、C）評価）を行い、それを基に総合評価（順位付け）を行う。

表 採択に当たっての評価項目

評価項目	タイプA	タイプB
a. 見える化の意義 ・CO2排出量の実態把握を通じて、省エネ行動の促進に寄与することが期待されるか	○	○
b. 新規性・先進性 ・これまでに効果の評価事例が無い取組であるか（さらに、前例のない取組あるか）【タイプA】 ・これまでに前例の無い取組であるか【タイプB】	◎	◎
c. 事業による温室効果ガス削減効果 ・当該事業による温室効果ガス削減効果がどの程度見込まれるか	◎	◎
d. 広く普及した場合の温室効果ガス削減効果 ・取組が普及した場合の潜在的な温室効果ガス削減効果の見込みは妥当か【タイプA】 ・取組が普及した場合の潜在的な温室効果ガス削減効果を見込めるか【タイプB】	◎	○
e. 事業としての実現可能性 ・申請された内容について、効果測定及び評価方法が具体的であり、事業遂行能力があるか【タイプA】 ・申請された内容が具体的であり、かつ将来的な事業見通しがあるか【タイプB】	○	○
f. 一般への普及可能性（普及・啓発活動への協力内容も含む。） ・他分野への適用可能性があるか ・取組の普及によって、世の中の省エネ行動に対する意識を変えるなどの影響があるか（見える化の波及効果があるか） ・評価・広報事業の実施に対して協力的であるか	◎	◎

凡例) ◎：特に重視、○：重視

8. 採択方法

応募事業者の採択に当たっては、提出書類ならびに本会（事業者分科会（第5回））におけるヒアリングの実施（応募事業者による説明、委員による質疑）を通じた評価をもとに、委員による投票（順位付けの結果）に基づき採択事業者を決定する。

なお、ヒアリングの実施は、各事業者10分とし、うち事業者からの説明：3分、委員による質疑：5分、委員による評価の実施等：2分とする。なお、委員による評価の実施等においては、応募事業者は退席の上、実施する。

採択予定件数は、タイプAを5件、タイプBを1～2件としている。

<以上>